

くろまぐろの期間別（令和6年10月～12月）の配分量について

千葉県資源管理方針八の4の（3）のイ及び5の（3）のイの規定により、令和6年10月～12月までの配分量（太字部分）を変更しました。

【小型魚（30kg未満）】

	第2期 (7～9月) 配分量①	第2期 漁獲実績 ②	第2期 未消化量 ③(①-②)	第3期 (10～12月) 現行配分量④	第3期 配分量 ⑤(③+④)
漁船漁業等	16.0トン	0.1トン	15.9トン	22.1トン	38.0トン
銚子・ 九十九里	1.7トン	0.0トン	1.7トン	9.2トン	10.9トン
夷隅	9.4トン	0.0トン	9.4トン	9.4トン	18.8トン
安房	4.9トン	0.1トン	4.8トン	3.5トン	8.3トン

【大型魚（30kg以上）】

	第2期 (7～9月) 配分量①	第2期 漁獲実績 ②	第2期 未消化量 ③(①-②)	第3期 (10～12月) 現行配分量④	第3期 配分量 ⑤(③+④)
漁船漁業等	24.3トン	0.0トン	24.3トン	6.0トン	30.3トン

※ 期間別の知事管理漁獲可能量のうち期間内に消化されなかった数量は、本県の留保とし、当該留保は獲り残した漁業の種類別及び地区別の翌期の知事管理区分に配分されます。

※ 端数の処理により合計が一致しないことがあります。